



第58回

コンプライアンス(5)

前回のコラムでは、コンプライアンス体制の確立に向けての手順について説明しました。

今回のコラムでは、コンプライアンス体制を推進していくうえで外部専門家の活用についてお話しします。

外部専門家の必要性

これまでのコラムでも述べてきましたが、企業を取り巻く環境は確実に変化してきており、変化のスピードも速くなっています。

企業が提供する商品やサービスに関するトレンドの変化などは、経営者が敏感に察知して対処すべきでしょうが、法令や社会規範の変化についてまで、経営者がアンテナを張って対処していくのは、なかなか大変なことです。

そこで、企業がコンプライア

ンス体制を推進していくうえで、弁護士、公認会計士や税理士などの外部専門家を積極的に活用していくことが望ましいと言えます。

外部専門家の活用方法

外部専門家の活用方法については、以下のようなものが考えられます。

企業の規模、企業の組織体制の整備状況やコスト面などを踏まえて、どのように外部専門家を活用するのがよいか、各企業で検討する必要があります。

- ① 外部専門家にコンプライアンスに関する研修の講師を依頼する。
- ② 外部専門家と顧問契約等を締結し、継続的に対応・助言してもらう。
- ③ 外部専門家にコンプライアンスの遵守状況をモニタリングしてもらうために監査を依頼する。
- ④ 外部専門家に社外取締役や監査役に就任してもらう。

外部専門家の選定等

外部専門家を活用するうえで

最初にすべきことは、外部専門家に對して意見を求める事項を明確にすることです。

それが法的な事項であれば弁護士、会計・税務上の事項であれば公認会計士や税理士というように、企業が意見を求める事項にきちんと対応できる適切な外部専門家を選定することが重要です。

なお、外部専門家を選定する際には、それぞれの得意分野も考慮に入れた方がより良いでしょう。

外部専門家への情報提供

企業が適切な外部専門家を選定したとしても、外部専門家に對して判断の前提となる事実関係・情報や関係資料をきちんと提供していないと、外部専門家の意見的を射たものにはなりません。

したがって、企業は、外部専門家に意見を求めるに当たり、正確かつ十分な情報を提供する必要があると。

外部専門家との関係継続

外部専門家が企業との関係を

深め、企業の業務内容や内情を理解してくると、その意見もより企業の実情に沿ったものになります。

また、企業活動も企業を取り巻く環境も日々変化しており、ある事項について、外部専門家が過去にコンプライアンス上の問題はないとの意見を述べていたとしても、それが現時点においてもそのまま通用するとは限りません。

したがって、外部専門家との関係は一回限りのものにするのではなく、継続していくのが望ましいと言えます。



田中伸山
下江法律事務所
副所長・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

- 契約書チェック
- 債権回収
- 労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>



- ◆債務整理、交通事故：相談料¥0、着手金¥0-
- ◆相談料：30分 5,000円(税別)



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江